



発行 東京都

目次

告示

○建築基準法による道路の指定(二件)……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

規則(人)

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する

規則……………三

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………

…(産業労働局商工部地域産業振興課)…三

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(同)…四

告示

●東京都告示第六百六十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」

という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のと

おり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

令和三年四月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による道路

令和三年三月二十六日

(一)次に掲げる地番の全部

延長 七五四・二九  
幅員 五・四六  
一六〇一

清瀬市下宿部

三丁目七百二十九番二、同番二地先、同番三、同番七、七百三十番二、同番四、同番六、同番七、同番四十三から同番四十五まで、七百三十五番二地先、千四百三十三番八、千五百二十八番五、千五百二十八番九、千六百一十一番地先、千四百十八番二地先、同番九、千四百二十番八、千四百二十四番一地先、同番四及び旭が丘六丁目千四百四十二番九

(二)次に掲げる地番の一部

清瀬市下宿部

三丁目七百二十九番四、同番六、七百三十番九、同番十、同番三十四、同番三十五、同番三十七、同番四十六、同番四十七、七百三十二番一から同番四まで、七百三十三番一、同番三、同番四、七百三十四番一、七百三十五番一、同番二、同番三、同番七、千四百三十一、同番二、同番五、同番七、千五百二十二番一、同番四、千五百三十三番五、千五百三十三番九、千五百三十三番十、千五百三十三番十一、同番十二、千五百三十三番十五、千五百三十三番十六、同番一、同番二、同番七、同番八、千六百一十一番、千六百一十二番、千六百一十三番、千六百一十四番、同番一、同番二、同番九、同番十一、同番十二、千五百三十三番一、同番三、同番四、千四百三十五番まで、千四百六十二、

同番三、千四百七番、千四百八番、千四百十八番二、同番三、同番十、同番十二から同番十七まで、千四百十九番一から同番三まで、千四百二十番二から同番五まで、同番七、千四百二十一番四、同番六から同番九まで、千四百二十四番一、同番五、同番六、同番十一から同番十四まで、千四百二十七番、千四百二十九番一、同番二、旭が丘四丁目七百三十八番三、七百四十番二、旭が丘六丁目千二十三番四から同番六まで、千二十七番三、千二十八番一、千二十九番三、千四百三十番、千四百三十二番一から同番四まで、千四百四十一番、千四百四十二

番一から同番三まで、同番十、同番十一及び千四百四十四番三

●東京都告示第六百六十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月十九日

東京都多摩建築指導事務局長

浅井勉

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	令和三年三月三十一日	(一) 次に掲げる地番の全部 東村山市久米川町五丁目二十三番一地先、二十四番八、同番八地先、同番九から同番二十一まで、同番二十三、同番二十三地先、同番二十五、同番二十六、同番二十八、	延長 五一・〇五 幅員 二二・〇〇

同番二十九、二十五番十二、二十六番二十七、同番二十七、同番二十九、同番三十から同番三十七まで、二十七番二十二から同番二十五まで、同番二十七、同番三十三、同番三十四、同番五十一、同番五十一から同番五十七まで、同番五十九、同番六十二から同番六十五まで、二十九番七地先、三十番十六、同番十七、同番十九から同番二十四まで、同番二十九、同番三十、同番三十五、同番三十七、同番五十七、同番五十七、同番五十九から同番六十六まで、三十一番九地先、同番十、同番四十五、同番四十六、同番四十八、同番四十九、同番五十一から同番五十四まで、

三十二番十九及び同番四十五地先  
 (二) 次に掲げる地番の一  
 部  
 東村山市久米川町五丁目二十二番十一、二十三番一、同番二十一、同番二十八、同番六十一、同番六十二、同番六十四、同番六十九、二十六番二十六、同番三十一から同番三十三まで、二十七番二十八、同番三十二、二十九番七、三十番十、同番十三、同番二十七、同番二十八、同番五十二から同番五十四まで、三十一番五、同番六、同番九、同番十五、同番三十五、三十二番十三から同番十五まで、同番十八、同番十八、同番四十八、同番四十五、同番十五、同番十五、同番十八、同番十八

規則(入)

番三十六及び同番三十七

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年四月十九日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年東京都人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。  
 別表第二人事委員会事務局の項中「及び」の下に「課長代理(審査総括担当)付きの主事・」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体

にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年四月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和三年四月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称) 葛飾区亀有五丁目案件
- 二 店舗所在地 葛飾区亀有五丁目二百三十九番一 ほか
- 三 設置者名 東京センチュリー株式会社
- 四 設置者住所 千代田区神田練塀町三番地
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 サミット株式会社ほか一名
- 六 新設をする日 令和三年十二月一日
- 七 店舗面積の合計 千八百六十三平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 六十台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 百二十四台
- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 九十七平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 九・八〇立方メートル
- 十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時
- 十三 小売業を行う者の閉店時刻 翌午前一時
- 十四 来客が駐車場を利用することが十分まで 午前八時三十分から翌午前一時三十分まで

できる時間帯

十五 駐車場の自動車 一箇所 店舗南東側  
の出入口の数及  
び位置

十六 荷さばき施設に おいて荷さばき  
を行うことがで  
きる時間帯

十七 届出日

十八 縦覧場所

十九 縦覧期間

二十 縦覧時間

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。  
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年四月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するよう提出してください。  
令和三年四月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名  
msb Tamachi田町ステーションタワーS・タワーN

二 店舗所在地  
港区芝浦三丁目一番二十一号ほか

三 設置者名  
東京ガス不動産株式会社ほか二名

四 設置者住所  
港区港南二丁目十五番三号ほか

五 変更前の小売業者の氏名又は名称  
株式会社ライフコーポレーション  
ほか三名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称  
株式会社ライフコーポレーション  
ほか四名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称  
株式会社マツモトキヨシほか一名

八 変更前の小売業者の代表者名  
大田 貴雄(株式会社マツモトキヨシ)ほか

九 変更後の小売業者の代表者名  
松本 貴志(株式会社マツモトキヨシ)ほか

十 変更日  
令和三年四月一日ほか

十一 届出日  
令和三年三月二十五日

十二 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

十三 縦覧期間  
令和三年四月十九日から同年八月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名  
ヨークフーズ青戸店

二 店舗所在地  
葛飾区青戸二丁目二十番六号

三 設置者名  
株式会社ヨーク

四 設置者住所  
江東区青海二丁目五番十号テレコムセンタービル西棟十二階

五 変更前の店舗名  
ヨークマート青戸店

六 変更後の店舗名  
ヨークフーズ青戸店

七 変更前の設置者名  
株式会社ヨークマート

八 変更後の設置者名  
株式会社ヨーク

九 変更前の設置者住所  
千代田区二番町八番地八

十 変更後の設置者住所  
江東区青海二丁目五番十号テレコムセンタービル西棟十二階

十一 変更前の小売業者の氏名又は名称  
株式会社ヨークマート

十二 変更後の小売業者の氏名又は名称  
株式会社ヨーク

十三 変更を行った小売業者の氏名又は名称  
株式会社ヨーク

十四 変更前の小売業者の住所  
千代田区二番町八番地八

十五 変更後の小売業者の住所  
江東区青海二丁目五番十号テレコムセンタービル西棟十二階

十六 変更日  
令和二年六月一日ほか

十七 届出日  
令和三年四月一日

十八 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

十九 縦覧期間

二十 縦覧時間

令和三年四月十九日から同年八月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(代)  
 郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)  
 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号  
 113-0001

